



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三〇八・福祉政策課)……………	1
保安林予定森林の指定通知(三〇九・森林整備課)……………	1
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(三一〇)～(三一九・商工業振興課)……………	2
基本測量実施の通知(三二〇・建設管理課)……………	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定(三二一・砂防課)……………	8
建築基準法による道路位置の指定の廃止(三二二・北秋田地域振興局建設部)……………	8
開発行為に関する工事の完了(三二三・山本地域振興局建設部)……………	9
開発行為に関する工事の完了(三二四・平鹿地域振興局建設部)……………	9
証紙売りさばき人の指定(三二五・会計課)……………	9

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あじみね歯科医院	安次嶺 正彦	北秋田郡鷹巣町脇神字高村岱六十七番地三	平成十五年四月一日

秋田県告示第三百九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

告 示

秋田県告示第三百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)……………	9
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………	10
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	10
土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)……………	10
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………	10
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	11
県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)……………	11
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	12
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	13
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件……………	14
教育委員会規則	
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(九・義務教育課)……………	20

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡西仙北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 大館店
大館市御成町四丁目三十二番十一
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
ア 変更前 午後八時
イ 変更後 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

- 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- 大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
D・I・Yセンターヤマキ 秋田飯島店
秋田市飯島字平右衛門田尻二百六十八番地
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
ア 変更前 午後八時
イ 変更後 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
- イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十五年四月一日
- (五) 変更する理由
消費者の利便に対応するため

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用す

る同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 ヤマキ 代表取締役 山木雄三

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ 湯沢店

湯沢市表町四丁目三番三十三

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後八時

イ 変更後 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用す

る同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
D・I・Yセンターヤマキ 横手駅南店
横手市駅南二丁目三十八
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
ア 変更前 午後八時
イ 変更後 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十五年四月一日
- 二 届出年月日
平成十五年三月三十一日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 大曲福田店
大曲市福田町三十五番
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
ア 変更前 午後八時
イ 変更後 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十五年四月一日
- 二 届出年月日
平成十五年三月三十一日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 本荘出戸町店

本荘市出戸町字赤沼下道五十八

(三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後八時

イ 変更後 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 秋田卸町店

秋田市卸町一丁目三番七号

(三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後八時

イ 変更後 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

- 秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第三百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
 - (二) 能代市大町七番二十七号
 - (三) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 秋田泉店
 - (四) 秋田市泉字道田三番地
- 二 変更しようとする事項
小売業を行う者の閉店時刻
 - (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 変更前 午後八時
 - イ 変更後 午後九時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
 - イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十五年四月一日

- 二 届出年月日
平成十五年三月三十一日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三
 - (二) 能代市大町七番二十七号
 - (三) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ 男鹿店
 - (四) 男鹿市船越字内子二百八十九番地
- 二 変更しようとする事項
小売業を行う者の閉店時刻
 - (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 変更前 午後八時
 - イ 変更後 午後九時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
 - イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日
 - 平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 ヤマキ 代表取締役 山木雄三

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ 能代店

(三) 能代市大町八番三十六号
変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 変更前 午後八時
 - イ 変更後 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前八時三十分から午後八時三十分まで
- イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十五年四月一日

二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百二十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年四月十八日

一 作業の種類

国土調査に伴う基準点測量

二 作業を行う地域

男鹿市、南秋田郡八郎潟町及び五城目町、河辺郡雄和町及び河辺町、由利郡矢島

秋田県知事 寺田典城

町並びに仙北郡角館町及び西木村
三 作業を行う期間
平成十五年五月八日から平成十六年三月二十六日まで

秋田県告示第三百二十一号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第
三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	郡市 町村 大字 字	地 域 番
	区	
櫛引	本荘市館字帖上表	
	五九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五九番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五九番三、六〇番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、六〇番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、六一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六一番一、六二番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、六七番三の一部(次の図に示す部分に限る。)	

申請者の住所及び氏名	北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町長 松橋 久太郎
道路の位置の廃止箇所	北秋田郡森吉町米内沢字冷水岱九十四番 一の内
道路の延長	八十四・五メートル
道路の幅員	七メートル
廃止年月日	平成十五年四月九日

本荘市館字櫛引	一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、二番二、三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、五番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七番一、八番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)
本荘市館字狩ヶ沢	四九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、道路敷(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百二十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年十一月二十八日付け指令山建 千八百八十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
能代市浅内字赤沼六十九番六号
有限会社ティームサクセスプラン
取締役 山田 芳美
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
能代市浅内字赤沼六十番一、六十五番、六十九番二及び六十九番六

秋田県告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年六月十三日付け指令平建 八百十九 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
平鹿郡雄物川町今宿字鳴田一番地
雄物川町長 佐々木 孝志
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
平鹿郡雄物川町今宿字下鶴田七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番一、九十二番一、九十三番一、九十四番一、九十五番一、九十六番一、九十七番一、九十八番一、九十九番一、百番一、百一番一

秋田県告示第三百二十五号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
北秋田郡田代町早口字家向十九番地三 木村ノブ	北秋田郡田代町早口字上野六十六	平成十五年四月九日

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
総合医療情報システム 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年三月三十一日(水)
 - (四) 納入場所
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班(電話〇一八 八九二 三七五一)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月十五日(木)から同月二十三日(金)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年五月三十日(金)午後一時三十分 秋田県立リハビリテーション・

精神医療センター大会議室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十五年五月三十日(金)午後一時三十分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

秋田県財務規則(昭和三十六年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三
条まで及び第七十七條から第七十九條までに規定するところによる。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

その他 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of the item to be purchased : complete medical information system 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 30 May, 2003
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa aza-Gohyakukarita, Kyowa Town, Senboku-gun, Akita prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山本町泉八日土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年四月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大瀧土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字渡部百九番地

鈴木善行

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町角間崎字槽沢十番地三

進藤俊人

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 若美町

(一) 完了年月日 平成十四年十一月八日

(二) 事業名 土地改良事業(道村地区基盤整備促進事業(農業整備))

二 男鹿市脇本土地改良区

(一) 完了年月日 平成十四年十二月二十日

(二) 事業名 土地改良事業(石館地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))

三 秋田市孫左衛門堰土地改良区

(一) 完了年月日 平成十五年三月二十日

(二) 事業名 土地改良事業(目長崎地区基盤整備促進事業(かんがい排水))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

		一 金浦町土地改良区	
		(一) 退任理事の住所及び氏名	
	由利郡金浦町大竹字前谷地六十三番地	阿部	正幸
	大竹字前谷地百四十六番地	板垣	勝吉
	前川字久根添三十八番地	小林	豊
	前川字久根添三十六番地一	池田	満
	金浦字赤石三十七番地	伊藤	博
	金浦字金浦百五十九番地一	鈴木	清
	金浦字南金浦十四番地	鎌田	仁右工門
	飛字飛ヶ崎五十五番地	須田	喜代久
	黒川字三嶽前六十八番地	佐々木	和元
		(二) 就任理事の住所及び氏名	
	由利郡金浦町大竹字前谷地百四十六番地	板垣	勝吉
	前川字久根添三十六番地一	池田	満
	金浦字赤石三十七番地	伊藤	博
	金浦字南金浦百四十四番地	阿部	俊雄
	飛字飛ヶ崎五十五番地	須田	喜代久
	黒川字三嶽前百番地	齊藤	三悦
		(三) 退任監事の住所及び氏名	
	由利郡金浦町金浦字赤石三十八番地	佐藤	直
	飛字飛ヶ崎八十五番地	佐々木	宏美
	黒川字三嶽前百二十六番地	佐々木	春男
		(四) 就任監事の住所及び氏名	
	由利郡金浦町金浦字赤石三十八番地	佐藤	直
	飛字飛ヶ崎八十五番地	佐々木	宏美
	黒川字三嶽前百二十六番地	佐々木	春男
		(一) 退任理事の住所及び氏名	
	由利郡象潟町字中橋町百二十四番地	森	栄一
	字四丁目塩越八十二番地	佐々木	定雄
	字中橋町百十六番地	斎藤	良夫
	横岡字大森四十七番地	斎藤	春夫
	小滝字北田二番地	山田	明
	本郷字砂田八十七番地の八	斎藤	茂雄
	横岡字中屋敷十七番地	斎藤	永太郎
	西中野沢字中ノ沢百二十二番地	阿部	順一郎

		(一) 由利郡象潟町大須郷字坂ノ下十九番地		須藤	均
		(二) 就任理事の住所及び氏名			
	由利郡象潟町字中橋町百二十四番地	森	栄一		
	字中橋町百六十九番地一	森	拓二		
	字中橋町百十六番地	斎藤	良夫		
	小滝字北田二番地	山田	明		
	横岡字大森四十七番地	斎藤	春夫		
	横岡字中屋敷七十一番地	斎藤	俊夫		
	長岡字長田町百四番地	須藤	均		
	字鳥の海一番地二十三	土門	啓		
	大須郷字坂ノ下十九番地	須藤	均		
	大須郷字大道下六番地九	須藤	春蔵		
		(三) 退任監事の住所及び氏名			
	由利郡象潟町字横山八十七番地六	村上	恵三		
	横岡字前谷地百三番地の二	畑山	良雄		
	大須郷字大道下六番地の九	須藤	春蔵		
		(四) 就任監事の住所及び氏名			
	由利郡象潟町字横山八十七番地六	村上	恵三		
	横岡字堰端五十一番地	斎藤	和夫		
	大砂川字菅三十九番地	佐藤	一幸		
		土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。			
	平成十五年四月十八日	秋田県知事 寺田典城			
		一 本荘市内越土地改良区			
	認可年月日 平成十五年四月九日				
		二 金浦町土地改良区			
	認可年月日 平成十五年四月九日				
		県営土地改良事業(川原地区一般農道整備事業(過疎基幹))につき、その工事を平成十五年三月二十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。			
	平成十五年四月十八日	秋田県知事 寺田典城			

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県田沢疏水土地改良区
(一) 退任理事の住所及び氏名

大曲市金谷町一番二十一号	御法川 英文
仙北郡田沢湖町梅沢字森腰百九十番地一	山 部 利 雄
中仙町豊岡字谷地三十一番地	信 田 勇 一
大神成字山回百七十九番地	高 橋 尊 雄
豊岡字東八日市三十二番地	千 葉 健
太田町齊内字庚塚百三十四番地	田 中 正 男
字中田十四番地	小 松 義 宏
国見字砂溜八十八番地	小 松 悦 歩
太田字築地古館七十二番地	高 貝 久 遠
川口字中村九十五番地	谷 口 章
横沢字泥窪三百八十一番地一	倉 田 正 吾
千畑町畑屋字前田三十三番地	本 間 勇 逸
浪花字大道二百七十九番地	高 橋 隆 一
土崎字上厨川百四十七番地	熊 谷 準 司
千屋字大屋敷七番地	高 橋 敏 夫
金沢東根字湯ノ沢百九十二番地	星 山 正 美
本堂城回字後町九十八番地	谷 屋 芳 克
六郷町六郷東根字上雀柳百三十七番地ノ三	佐 藤 功
仙南村天神堂字耳取百三十八番地	東 海 林 鉄 男
金沢字中野際三百八番地一	
就任理事の住所及び氏名	
大曲市金谷町一番二十一号	御法川 英文
仙北郡田沢湖町梅沢字大石野三百五十一番地	大 石 一 夫
中仙町豊岡字谷地三十一番地	信 田 勇 一
大神成字山回百七十九番地	高 橋 尊 雄
豊岡字東八日市三十二番地	千 葉 健
太田町齊内字中田十四番地	小 松 義 宏
太田字築地古館七十二番地	高 貝 久 遠

(二)

二 大曲市土地改良区
(一) 退任理事の住所及び氏名

大曲市内小友字寺山三十六番地	佐 藤 芳 男
字元木八十七番地	佐 藤 秀 一
字落合九十六番地	早 川 敏 夫
字高寺百十七番地	佐 々 木 良 作
字荒町百四十七番地	後 藤 幾 久 雄
字中沢百七十一番地の十四	栗 林 正 夫
字館前九十五番地	佐 々 木 晃 清
角間川町字中木内百三十二番地の一	仲 村 力 夫

(四)

(三)

仙北郡太田町国見字砂溜八十八番地	小 松 悦 歩
横沢字泥窪三百八十一番地一	倉 田 正 吾
川口字中村九十五番地	谷 口 章
齊内字庚塚百三十四番地	田 中 正 男
千畑町浪花字大道二百七十九番地	高 橋 隆 一
土崎字上厨川百四十七番地	熊 谷 敏 夫
金沢東根字湯ノ沢百九十二番地	高 橋 敏 夫
千屋字大屋敷七番地	高 橋 敏 夫
本堂城回字後町九十八番地	星 山 正 美
畑屋字外館百八十一番地	武 藤 邦 男
仙南村金沢字中野際三百八番地一	東 海 林 鉄 男
六郷町六郷東根字北明田地百十六番地	石 田 良 一
仙南村天神堂字耳取百三十八番地	佐 藤 功
退任監事の住所及び氏名	
仙北郡田沢湖町卒田字上信田百七番地	船 山 官 平
中仙町豊川字堂ノ前七番地	田 村 榮 一
太田町太田字太田百四番地	鈴 木 馨
千畑町本堂城回字川口道北四百五十八番地	清 水 川 清
六郷町鏝田字下二ツ石八十三番地	高 橋 祐 蔵
就任監事の住所及び氏名	
仙北郡田沢湖町卒田字上清水八十三番地	石 橋 臣 平
中仙町豊川字堂ノ前七番地	田 村 榮 一
太田町太田字太田百四番地	鈴 木 馨
千畑町本堂城回字川口道北四百五十八番地	清 水 川 清
六郷町六郷字新町百番地	高 橋 信 幸

(二)

大曲市角間川町字中町頭十七番地の二
 " 字四上町八十番地の一
 " 大曲西根字元木二番地
 " 内小友字宮下百八番地
 " 大曲西根字小館百十四番地の一
 就任理事の住所及び氏名

間瀬 堅一
 佐藤 弘一
 品川 甚一
 今野 久信
 判田 勝補

大曲市内小友字寺山三十六番地

" 字元木八十七番地

" 字荒町百四十七番地

" 字中沢百七十一番地の十四

" 字館前九十五番地

" 角間川町字中木内百三十二番地の一

" 字中町頭十七番地の二

" 字中野四十一番地

" 字木内九十五番地

" 字道東二十五番地

" 字布晒百八番地

" 大曲西根字元木二番地

" 内小友字宮下百八番地

" 大曲西根字小館百十四番地の一

" 字嶋村百番地

" 字鳥居百七十番地

" 字上寺野三百六十八番地の二

" 川目字町東五十二番地の一

退任理事の住所及び氏名

大曲市大曲西根字鳥居百七十番地

" 角間川町字布晒百八番地

" 内小友字中沢八十九番地

就任理事の住所及び氏名

大曲市大曲西根字上毘沙門沢十二番地

" 角間川町字小中島十八番地

" 内小友字館前百九番地

佐藤 芳男
 佐藤 秀一
 後藤 幾久雄
 栗林 正夫
 仲村 力夫
 間瀬 堅一
 佐藤 豊美
 中森 一男
 古谷 久市
 小松 寅吉
 品川 甚一
 今野 久信
 判田 勝補
 小原 行雄
 加賀 登公
 今野 勇太郎
 今野 登
 渡邊 敏雄

(四)

大曲市大曲西根字上毘沙門沢十二番地

" 角間川町字小中島十八番地

" 内小友字館前百九番地

大友 幸一
 黒丸 長雄
 橋村 誠

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

電子計算組織 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年六月三十日(月)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札書説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十五年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年四月十八日(金)から同年五月二十七日

(火)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年六月三日(火)午後二時 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十五年六月三日(火)午後一時五十分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

(二) 日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十五年五月二十八日(水)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六各号に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要

その他

五 概要
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 set
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 3 June, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)

共通物品複写用紙 六百五十箱

購入物品の仕様等

A3判千五百枚入り

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(二) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日(水)まで

(三) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年四月十八日(金)から同月二十八日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日(金)午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)

共通物品複写用紙 六百箱

(二) 購入物品の仕様等

B4判二千五百枚入り

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日(水)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年四月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一束当たりの単価契約とする。）
共通物品県名入り大封筒 三千束
- (二) 購入物品の仕様等
A4判百枚入り
- その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十六年三月三十一日（水）まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十五年四月十八日（金）から同月二十八日（月）
までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百
六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一束当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）
共通物品プリンター用トナー 二百三十個
- (二) 購入物品の仕様等
エプソン製LP 9200用リサイクルトナー

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日(水)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十五年四月十八日(金)から同月二十八日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)

共通物品プリンター用トナー 六十個

購入物品の仕様等

エプソン製LP 9300用リサイクルトナー

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(二) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日(水)まで

(三) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十五年四月十八日(金)から同月二十八日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日(金)午前十一時四十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)

(二) 共通物品プリンター用トナー 三十五個

(三) 購入物品の仕様等

NEC製 Multi writer 2300N用(純正品)

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日(水)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(三)(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十五年四月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年五月二日(金)午後一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

- により決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）
共通物品プリンター用トナー 百四十個
- (二) 購入物品の仕様等
NEC製 Multi writer 2300N用（純正リサイクル品）
- その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十六年三月三十一日（水）まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年四月十八日（金）から同月二十八日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年五月二日（金）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年四月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一箱当たりの単価契約とする。）
共通物品複写用紙 一万四千八百箱
- (二) 購入物品の仕様等
A4判二千五百枚入り
- (三) その他の詳細は入札説明書及び仕様書による。

- (四) 契約した日から平成十六年三月三十一日まで
納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 二 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年四月十八日(金)から同年四月二十八日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年五月二日(金)午後三時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は、一箱当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年四月十八日
秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第九号
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				計
		校長・教員	養護教員	学校栄養職員	事務職員	
鹿 角 市	小 学 校	132人	10人	1人	10人	153人
	中 学 校	84	5	2	5	96
小 坂 町	小 "	31	3	1	3	38
	中 "	19	1	0	1	21
大 館 市	小 "	203	13	5	13	234
	中 "	133	9	2	8	152
鷹 巣 町	小 "	82	7	2	7	98
	中 "	43	2	1	2	48
比 内 町	小 "	47	5	1	5	58
	中 "	22	1	0	1	24
森 吉 町	小 "	29	3	1	3	36
	中 "	18	1	0	1	20
阿 仁 町	小 "	18	2	0	2	22
	中 "	11	1	1	1	14
田 代 町	小 "	41	5	1	3	50
	中 "	19	1	0	1	21
合 川 町	小 "	35	4	0	4	43
	中 "	16	1	0	1	18
上小阿仁村	小 "	18	2	1	2	23
	中 "	11	1	0	1	13
能 代 市	小 "	168	13	5	13	199
	中 "	103	6	1	6	116
琴 丘 町	小 "	32	3	1	3	39
	中 "	16	1	0	1	18
二 ツ 井 町	小 "	61	6	0	7	74
	中 "	21	1	1	1	24
八 森 町	小 "	27	3	0	3	33
	中 "	13	1	0	1	15
山 本 町	小 "	33	3	1	3	40
	中 "	20	1	0	1	22
藤 里 町	小 "	18	2	1	2	23
	中 "	13	1	0	1	15
八 竜 町	小 "	25	2	1	2	30
	中 "	17	1	0	1	19
峰 浜 村	小 "	24	3	0	2	29
	中 "	12	1	1	1	15

秋 田 市	小 "	848	41	22	42	953
	中 "	543	22	11	25	601
男 鹿 市	小 "	102	10	1	10	123
	中 "	64	4	3	4	75
五 城 目 町	小 "	50	5	1	6	62
	中 "	18	1	1	1	21
昭 和 町	小 "	30	2	1	2	35
	中 "					
八 郎 潟 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	15	1	0	1	17
飯 田 川 町	小 "	13	1	1	1	16
	中 "					
天 王 町	小 "	84	4	1	4	93
	中 "	42	2	1	2	47
若 美 町	小 "	31	3	1	3	38
	中 "	24	2	0	2	28
井 川 町	小 "	21	1	1	1	24
	中 "	15	1	0	1	17
大 潟 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	11	1	0	1	13
羽城中学校組合	小 "					
	中 "	25	1	1	1	28
河 辺 町	小 "	39	4	1	5	49
	中 "	24	2	0	2	28
雄 和 町	小 "	34	4	1	4	43
	中 "	25	2	0	2	29
本 荘 市	小 "	137	8	3	9	157
	中 "	83	3	2	4	92
仁 賀 保 町	小 "	48	4	1	4	57
	中 "	29	1	0	1	31
金 浦 町	小 "	15	1	1	1	18
	中 "	15	1	0	1	17
象 潟 町	小 "	43	3	0	3	49
	中 "	25	1	1	1	28
矢 島 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	16	1	0	1	18
岩 城 町	小 "	22	2	1	2	27
	中 "	13	1	0	1	15

由 利 町	小 "	28	3	1	3	35
	中 "	17	1	0	1	19
大 内 町	小 "	37	3	1	3	44
	中 "	29	2	0	2	33
西 目 町	小 "	19	1	1	1	22
	中 "	17	1	0	1	19
鳥 海 町	小 "	31	3	0	3	37
	中 "	18	1	1	1	21
東 由 利 町	小 "	20	2	0	2	24
	中 "	12	1	1	1	15
大 曲 市	小 "	127	9	2	10	148
	中 "	67	3	0	4	74
神 岡 町	小 "	26	2	1	2	31
	中 "	14	1	0	1	16
西 仙 北 町	小 "	43	4	1	4	52
	中 "	26	2	0	2	30
角 館 町	小 "	54	5	0	5	64
	中 "	24	1	1	1	27
六 郷 町	小 "	27	2	1	2	32
	中 "	18	1	0	1	20
中 仙 町	小 "	47	4	0	4	55
	中 "	26	2	1	2	31
田 沢 湖 町	小 "	39	3	1	3	46
	中 "	35	2	0	2	39
協 和 町	小 "	50	6	1	6	63
	中 "	19	1	0	1	21
太 田 町	小 "	31	3	0	3	37
	中 "	21	1	1	1	24
南 外 村	小 "	21	2	1	2	26
	中 "	13	1	0	1	15
仙 北 町	小 "	27	2	0	2	31
	中 "	16	1	1	1	19
西 木 村	小 "	25	3	1	3	32
	中 "	19	2	0	2	23
千 畑 町	小 "	28	2	1	2	33
	中 "	22	1	0	1	24
仙 南 村	小 "	30	3	0	3	36
	中 "	21	1	1	1	24

横 手 市	小 "	119	7	3	8	137
	中 "	80	5	0	5	90
増 田 町	小 "	23	1	0	1	25
	中 "	18	1	1	1	21
平 鹿 町	小 "	49	4	0	4	57
	中 "	30	1	1	1	33
雄 物 川 町	小 "	47	4	0	4	55
	中 "	23	1	1	1	26
大 森 町	小 "	38	4	1	4	47
	中 "	19	1	0	1	21
十 文 字 町	小 "	49	4	1	4	58
	中 "	36	2	0	2	40
山 内 村	小 "	15	1	1	1	18
	中 "	15	1	0	1	17
大 雄 村	小 "	20	2	0	2	24
	中 "	15	1	1	1	18
湯 沢 市	小 "	126	9	3	9	147
	中 "	78	4	0	4	86
稲 川 町	小 "	42	4	0	4	50
	中 "	18	1	1	1	21
雄 勝 町	小 "	49	5	0	5	59
	中 "	19	1	1	1	22
羽 後 町	小 "	104	11	1	11	127
	中 "	51	3	0	3	57
東 成 瀬 村	小 "	11	1	0	1	13
	中 "	10	1	1	1	13
皆 瀬 村	小 "	19	2	0	2	23
	中 "	11	1	1	1	14

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄